2017年7月27日

日本の秋 認定基準

日本の秋の事業認定にあたっては、下記 1 及び2の基準に基づき、実行委員会で合議のうえ決定する。

1 事業内容

次の各項目を満たす事業

- (1) 日本文化の紹介または日本イメージの向上に資するものであり、かつ、日露間の国際親善及び相互理解に寄与するとみとめられる公益的 事業であること
- (2) 次の各項に該当しないこと
 - イ、もっぱら営利を目的とする事業または商品のプロモーション事業
 - ロ. 政治的な目的もしくは政治的な効果を有する事業
 - ハ. 特定宗教の宣伝を目的とする事業
 - 二. 公共の秩序. 風俗を乱すおそれのある事業
 - ホ、個人の売名行為と社会的に受け取られる事業
- (3) 一部営利目的または商品のプロモーションとみなされる事業の場合には以下のいずれかの基準を満たすこと
 - イ. 事業の収益の一部または全部をチャリティー等の公益目的に使用 することまたは入場料を徴収しないこと
 - 口、事業において、日本文化の紹介を実施すること。

2 事業主催者

事業の主催者は次のいずれかに該当,かつ存立基盤のしっかりとした社会的信用のある者であること。

- (1) 日本の官庁, 地方公共団体, 大学, 独立行政法人等公共機関及びそ のロシアにおける駐在事務所
- (2) 日本企業及びその駐在員事務所
- (3) 公益的目的を持って設立された邦人団体
- (4) ロシアの連邦政府各省庁, 地方自治体, 学術機関, 公益法人, ロシア企業
- (5) 日本文化紹介,日本文化愛好,日露文化交流を目的とするロシアの 団体または個人

以上